

「精神障害者の社会適応訓練事業の取組みについて」

北部保健福祉事務所母子・障害班

主任主査 大山 慶一郎

1 はじめに

精神障害者の中には、就労経験があっても就労先での人間関係を適切に保つことが苦手な方もおります。

当訓練事業は、主治医の意見を踏まえ、精神障害者を一定期間理解のある登録事業所において集中力、対人能力等の涵養を図るための社会適応訓練を行い、再発防止と社会的自立を促進し、社会復帰を図る事業です。

管内には21箇所の職親訓練事業所があり、平成20年度は11人の精神障害者が利用しています。

今回当管内での社会適応訓練事業の現状と課題を整理したので報告します。

2 障害者自立支援法による就労支援と社会適応訓練事業の違い

平成18年4月の障害者自立支援法施行に伴い、障害者の自立を目指す施策が様々な展開されています。自立とは生活の場の確保のみならず、一般の人と同様に普通に働くということも含まれています。

働く場所に繋げるために、障害者自立支援法では就労移行支援事業所及び就労継続支援事業所（A型・B型）の利用が進められています。

いずれの事業所ともまず継続的に通ってもらうこと、事業所が立てた計画にしっかり従い就労訓練に取り組んでもらうことが重要となっています。しかし、精神疾患を抱えながらの回復の途中では、体力がなかったり、朝に起きることも難しいこともあります。

社会適応訓練事業の目的は、就労するために必要な自分の生活リズムを整えたり、継続できる体力をつけたりすることになります。

3 北部保健福祉事務所の実績（平成18年度から平成20年度まで）

以下は平成18年度からの実績です。

| | 訓練生数 | 終了者数 | 終了後の進路 | 中止者数 | 中止理由 |
|--------|------|------|-------------------|------|---------------------------|
| 平成18年度 | 16人 | 2人 | 就職 1人 在宅 1人 | 1人 | 入院 1人 |
| 平成19年度 | 13人 | 2人 | 在宅 2人 | 3人 | 体調不良 1人 入院 1人 就職 1人 |
| 平成20年度 | 11人 | 2人 | アルバイト 1人 施設 1人 | 2人 | 体調不良 2人 |

終了者は契約期間を満了して、訓練を終了した者、中止者は期間満了前に訓練を中止した者

4 訓練から見えてきた問題

(1) 訓練生からの訴え

自分自身に自信が持てないので辞めたい
訓練なので十分な報酬が見込めないことへの不満（家族の無理解）
今の訓練が自分の将来にどう繋がるかわからない
訓練終了後への不安（ゴールはどこか？）

(2) 職親訓練事業所の悩み

訓練生とどう接すればいいのか、病気への理解が不十分で不安である。

上記の訴え等から整理された問題点

訓練生：訓練開始時に訓練の目的を確認しているはずなのに、時間が経つにつれて、目的を見失ってしまっている。

職親訓練事業所：訓練生の支援方法に苦慮している。

以上のことからその対応策として次のことを考えました。

訓練生に目的やゴールを再確認する機会を作る必要があるのではないか。

訓練生に関わりを持つ様々な機関が訓練生が抱える悩み・課題を知り、改善策をみんなで考える場が必要ではないか。

そこで、みんなで集まり、課題を整理し、解決策を考えるケア会議を実施しよう（訓練生の支援を分担して取り組もう）と考えました。

5 当所の取組みの変更点

平成20年度から期間が最長2年に短縮されたこと、訓練生、職親訓練事業所の悩み等を検討した結果支援方法を次のとおりとしました。

(1) 訓練開始直前のケア会議の実施

構成メンバー

職親訓練事業所、市町担当保健師、本人（及び本人家族）、当所（事前に主治医からの情報を市町保健師もしくは当所で調査し、まとめておくこととしました。）

会議の内容

- ・ 訓練生の体調に合わせた訓練時間や回数の決定
 - ・ 訓練生からの意見を元に短期・長期目標の確認（参加者の共有）
 - ・ 訓練生の支援に生かしていくため、訓練生の情報（主治医からの情報含む）を共有
- 訓練生を皆がよりよく知ることで誰からでも支援できる体制作り
目標に関しては、定期的なケア会議が必要があれば見直すものとししました。

(2) 訓練開始後の定期的なケア会議の実施

構成メンバー

直前のメンバーと同じ。必要があれば主治医の参加も要請する。

会議の内容

- ・ 訓練生ができるようになったこと（成果）の確認
- ・ 次回のケア会議までの短期目標の決定
- ・ ゴールの再確認と終了までのスケジュールの確認
- ・ 訓練所内の諸問題の解決（訓練生・職親訓練事業所）

ケア会議の頻度

- ・ 3ヶ月に一回の割合で開催する。
主治医からの助言が必要（特に事業所に対して）な場合は、主治医の参加を求め
る。他に公共職業安定所や障害福祉サービス事業所等目的に応じ参加を促す。

(3) 訓練終了に向けたケア会議の実施

当初の長期目標を達成できる目処ができれば、期間満了となる前であっても終了
に向けたケア会議を開催することとしました。

構成メンバー

前回同様のメンバーに加え、進路先を想定。当該訓練生のスムーズな異動を図る。
想定されるメンバーは、公共職業安定所や指定障害福祉サービス事業所等

会議の内容

速やかな就職等に繋がることができるよう支援していく。

- ・ 次の進路に繋がる情報の共有
公共職業安定所：雇用促進に係る助成制度の紹介等
- ・ 進路に繋げる具体的な話し合い
障害福祉サービス事業所：社会適応訓練の実績と課題の確認
市町保健・福祉担当課：必要なサービスの確認と支給決定に向けた確認

6 実際の事例（上記（2）の事例）

職親訓練生：Mさん 27歳 女性

診断名：統合失調症

課題：2年間訓練を継続してきたが、最初の訓練日数、時間、内容について変化がな
く、ケア会議では、期間満了までに訓練日数、時間を増やし、就労に繋がる道筋
を作っていくべきではないか。

事業所：訓練生には時間の延長や訓練内容を変える等提案していたが、訓練生
は「疲れる」ことを理由に増やすことなどに繋がらなかった。

主治医：訓練生の体調を考慮し、訓練日数を増やす等は訓練生の気持ちを優先
すべき。

当所の今年度の取組み

- ・ 定期的なケア会議を実施する際に、当所と主治医との話し合いを実施しました。
主治医：訓練生の発症から今に至る経過を踏まえ、
職親訓練開始後の訓練生の変化について、すぐ就労に繋がるとは思えな
いが、社会性が身についてきていること、病院でのデイケアの場面で他人
を思いやれる気配りができるようになってきたことを評価している。
- ・ 訓練の成果は現れていないように見られていたが、実はMさんなりのスピードで
徐々にではあるが成長していることに気づかされた。
- ・ 支援方針の転換
ケア会議の場面：関係機関でMさんのスピードに合わせた支援を確認しあう。
（社会適応訓練の期間内に就労できる環境を整えることは難しいと認識しあう。）
- ・ 関係機関が焦らず支援を続けることができるようになった。
- ・ 就労に繋がる面ばかりでMさんを評価するのではなく、総合的に成長の跡をしっ
かり評価できるようになった。
- ・ 現在Mさんは、休むことなく、自分なりの目標を立て、着実な取組みを続けてい

る。

7 さらに課題

まず、制度的な課題として、障害者自立支援法で提供される障害者福祉サービス事業と当訓練事業の役割分担を明確にし、それぞれ意義のある活用を考えていくことが課題となっています。

上記のとおり、精神障害者特有の事情から当訓練事業の果たす役割は大きいものと考えられるので、当訓練事業の対象者、障害福祉サービス事業の対象者を明確にし、必要な人に必要なサービス提供ができる仕組みを考えていく必要があると考えられます。

大崎管内の課題としては、以下のことがあげられます。

(1) 社会適応訓練事業所の開拓

社会適応訓練では、訓練生なりの社会復帰の目標が達成されたことに加え、職親訓練事業所でそのまま就労するケースも出てきている。その結果新たな訓練生を受け入れることができなくなるため、受け入れ訓練事業所が年々減ってきているので、受け入れ訓練事業所を管内に広く開拓する必要があります。また、本人の適性にあわせ選択の幅を広げるため様々な業種の訓練が受けられるようにする必要もあります。

(2) 就労に結びつくネットワークの構築

大崎管内の就労を見据えたネットワークとしては、1市4町で主催している障害者自立支援協議会があり、障害者の就労に向けたネットワークの整備を図っているところである。精神障害者に対しては、当該事業が果たしている役割も大きいと考えられるので、より連携を強化しながら精神障害者の就労への一助となっていきたいと考えています。

(3) 管内市町福祉課との連携強化

病院からの紹介など直接訓練を希望し来庁された人の中には一切市町との関わりがない訓練生もいましたが、訓練生の療養指導、生活支援等市町保健・福祉担当課の協力を求めることもあるので、市町との連携強化を図っていく必要があります。

8 結論

『今回の取組みで目指したものは、訓練生の希望に沿いながら社会復帰の段階を踏んで就労を考えられる段階まで進めていくこと』でした。そのために訓練生を支援する関係機関がケア会議を通して情報共有し、必要な支援が何かを皆で考えるようにしました。

事例であげたように就労とは一見遠く離れた結論に至ることもありましたが、訓練生にとっては自分の目指すもの、ゴールはどこか等確認でき、遠回りのようでも結局はゴールに近づく結果になったというものもありました。私たちにとっても支援の方針が明確になり、その後皆で目標に向けた支援ができるようになりました。

現在、精神障害者の就労に向けては障害福祉サービス事業やハローワークの事業などの整備が進められております。それら事業の動向を踏まえながら、社会適応訓練の役割を明確にし、精神障害者にとって必要な支援ができるように対処していきたいと考えています。